

平成25年
行政監査報告書

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
平成25年行政監査の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成26年2月18日

東京都監査委員	高橋かずみ
同	野上純子
同	友渕宗治
同	筆谷勇
同	金子庸子

目 次

第 1 監査の概要

1 監査の目的	1
2 監査項目及び観点	2
3 監査の対象	3
4 監査の方法	3
5 監査期間	3

第 2 監査の結果

1 監査結果の概要	4
2 監査項目別の指摘事例	5
3 指摘事項	9
(1) 職員の確保	9
(2) 電力・燃料等の確保	12
(3) 通信の確保	15
(4) 業務環境の確保	16
(5) 業務に必要な情報の確保	19
(6) 庁舎における帰宅困難者対策（都民用の備蓄物資の管理を含む）	21

東京都における災害対策 ～発災直後における組織体制の機能維持について～

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項に基づき、「東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～」をテーマとして実施した。

1 監査の目的

都は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条に基づき東京都防災会議が策定した、東京都地域防災計画（注）（以下「地域防災計画」という。）により、災害対策を行ってきた。

これまでの地域防災計画（震災編）は、関東大震災など相模トラフを震源とする地震、阪神大震災等直下型地震による被害をもとに、これに対応する災害対策を計画していたが、東日本大震災から得た教訓、首都直下地震等による被害想定の見直し等を踏まえ、平成24年11月に地域防災計画を修正している。

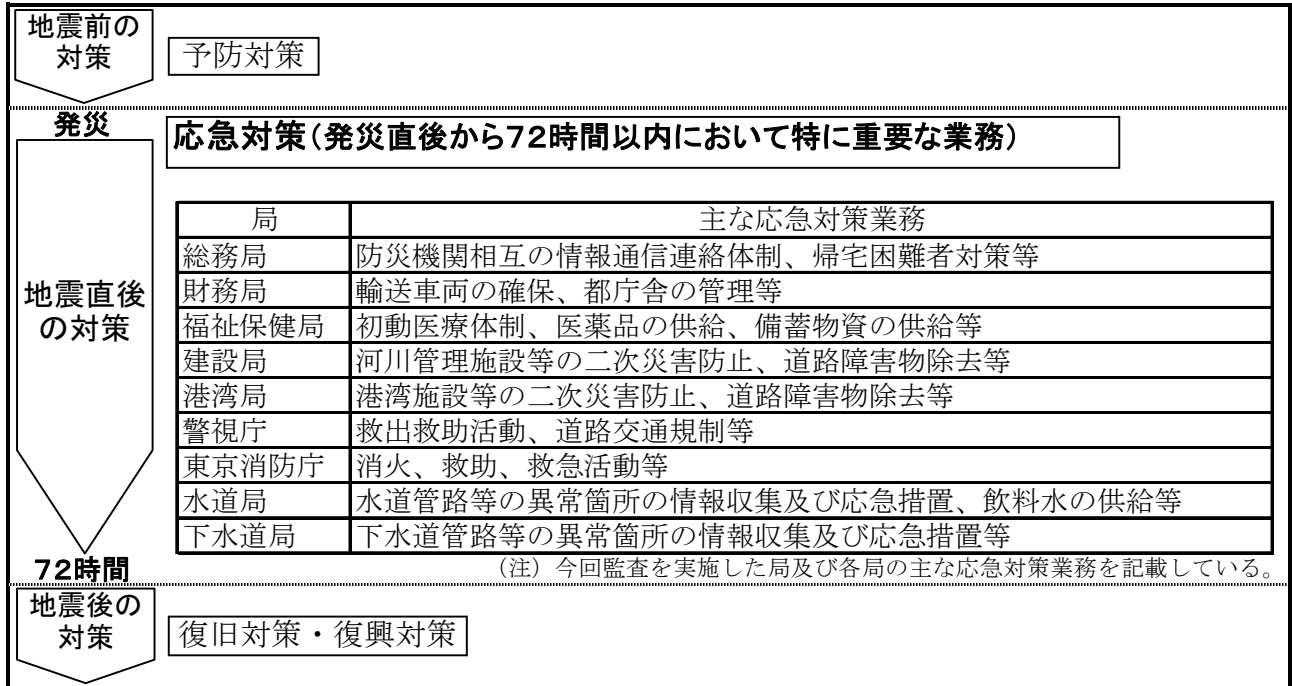
この修正を踏まえ、都では、地震災害の予防対策、応急対策、復旧対策及び震災復興の各フェーズ（図1）において、都民の生命・身体及び財産を保護し、都市機能を維持するため、東京の防災力を向上し、更なる首都東京の防災力の高度化を図ることとしている。

とりわけ、震災が発生した場合、被害を最小にするためには、発災直後の72時間以内に行う応急対策業務が特に重要であり、応急対策業務を担う各局の組織体制の確保は喫緊の課題である。

そこで今回の行政監査では、東京都における災害対策のうち、応急対策業務を実施するうえで前提となる「発災直後における組織体制の機能維持」に係る具体的な状況について、問題点を把握し改善を求めることとした。

（注） 地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、国、都、区市町村、警視庁、東京消防庁、自衛隊、公共事業者等の関係機関などで構成され、都知事が会長となっている東京都防災会議が策定する計画である。震災編と風水害・火山等編に分け、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策などについて計画している。毎年検討を加え、必要に応じて修正を行い、直近に発生した震災や集中豪雨などの状況を反映していくものである。

(図1) 地域防災計画における各フェーズの取組



2 監査項目及び観点

地域防災計画等に基づき、応急対策業務の実施に必要な監査項目及び観点を、表1のとおり設定した。

(表1) 監査項目及び観点

監査項目	観点
(1) 職員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集計画はあるか ・ 参集訓練をしているか
(2) 電力・燃料等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の実施に必要な電力・燃料等を確保しているか
(3) 通信の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の把握に必要な本部及び関係機関との通信手段を確保しているか ・ 施策の実施に必要な通信手段を確保しているか
(4) 業務環境の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策実施期間(概ね発災後72時間)に、業務を行えるよう食糧・飲料・トイレ等を備蓄しているか
(5) 業務に必要な情報の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務に利用している情報のうち、応急対策に利用する災害関係システム等を災害発生後も利用できるか
(6) 庁舎における帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎を帰宅困難者に提供する場合に、受け入れ・備蓄品の配給・情報提供等を行う態勢を整備しているか
(7) 庁舎の耐震性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震強度は確保されているか ・ 耐震改修を計画しているか

3 監査の対象

(1) 対象局

総務局、財務局、福祉保健局、建設局、港湾局、警視庁、東京消防庁、水道局、下水道局

(2) 実地監査場所

実地監査を行った局及び事務所は、表2のとおりである。

(表2) 実地監査場所一覧

本庁	事務所等
総務局	立川地域防災センター
財務局	
福祉保健局	多摩小平、南多摩各保健所
建設局	第一、第四、第五、第六、西多摩、南多摩東部、北多摩南部、北多摩北部各建設事務所、江東治水事務所、水門管理センター
港湾局	東京港建設事務所、東京港管理事務所、高潮対策センター
警視庁	富坂、月島、立川、多摩中央各警察署
東京消防庁	第一消防方面本部、麴町消防署
水道局	東部第一、南部、北部各支所
下水道局	流域下水道本部、中部、北部各下水道事務所、三河島、北多摩一号、南多摩各水再生センター

4 監査の方法

監査の実施に当たっては、監査項目及び観点を踏まえ、各局にヒアリング及び関係書類の閲覧を行うとともに、必要に応じて、庁舎及び関係設備の現地踏査を実施した。

5 監査期間

平成25年9月19日から平成26年1月30日まで

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、各局に対して改善を求めた指摘事項は計15件であり、監査項目別・局別の内訳は、表3のとおりである。

(表3) 監査項目別・局別の指摘事項の件数

監査項目	財務局	福祉保健局	建設局	港湾局	下水道局	計
(1)職員の確保		2		1		3
(2)電力・燃料等の確保			2	1		3
(3)通信の確保					1	1
(4)業務環境の確保	1		1		1	3
(5)業務に必要な情報の確保			1	1		2
(6)庁舎における帰宅困難者対策 (都民用の備蓄物資の管理を含む)		2		1		3
計	1	4	4	4	2	15

なお、「庁舎の耐震性の確保」の監査項目については、実査を行った庁舎の全てについて耐震化済みとなっており、指摘すべき事項は認められなかった。

2 監査項目別の指摘事例

(1) 職員の確保

ア 震災時を想定した参集訓練を行うべきもの

○参集訓練を平成21年以降、約4年間実施していない。

(指摘事項2 震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの)

(港湾局：P10)

東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、震災時には港湾施設等の保全及び復旧、臨港道路の障害物除去等の応急対策業務を実施する事務所であるにもかかわらず、非常時参集訓練を平成21年以降、約4年間実施していない。

また、平成21年に実施した参集訓練では、職員の参集の有無を確認するにとどまり、震災対策の手引きに定める応急活動時の初動態勢の立ち上げ業務等を行っていない。

(2) 電力・燃料等の確保

ア 非常用発電機の燃料の確保等を行うべきもの

○非常用発電機について、応急対策業務に必要な72時間分の燃料が確保されていない。

(指摘事項6 非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保すべきもの)

(港湾局：P14)

東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、震災時には港湾施設等の保全及び復旧、臨港道路の障害物除去等の応急対策業務を実施する事務所であるにもかかわらず、監査日現在の燃料備蓄量では、非常用発電機の稼働時間は最大でも31時間程度であり、応急対策業務に必要な72時間の稼働に対応する燃料が確保できていない。

(3) 通信の確保

ア 震災時における有効な通信手段を確保すべきもの

○震災時の通信手段である衛星携帯電話の所在が確認できず、また、起動しないものを交換、修理していない。

(指摘事項7 衛星携帯電話を適切に管理すべきもの)

(下水道局：P 1 5)

流域下水道本部及び中部下水道事務所は、震災時の通信手段として衛星携帯電話を保有している。

流域下水道本部では、職員への設置場所の周知が十分でなかったため、衛星携帯電話1台の所在が、監査日現在確認できない。

また、中部下水道事務所では、平成24年12月に衛星携帯電話1台が起動しないことを認識していたにもかかわらず、交換、修理を行っていない。

(4) 業務環境の確保

ア 都庁舎の非常用発電機に係る運用方針の変更を適時に周知すべきもの

○非常用発電機稼動時における使用可能な執務室コンセントの変更を、各局に周知していない。

(指摘事項8 非常用発電機稼動時の一般執務室コンセントの使用可否について各局に周知すべきもの)

(財務局：P 1 6)

財務局は、都庁舎の非常用発電機稼動時における一般執務室コンセントの使用可否について、現在の運用実態と各局向けの「災害時都庁舎マニュアル」及び財務局防災設備管理担当向けの「都庁舎防災マニュアル」における記載内容が、それぞれ相違しているにもかかわらず、マニュアルを改訂していない。

イ 震災時に応急対策業務を行う職員の食糧等の備蓄等を行うべきもの

○震災時に応急対策業務を行う部署である工区等に食糧等が備蓄されていない。

(指摘事項 9 工区等における食糧等の備蓄品の配備を平時から行うべきもの)

(建設局：P 1 7)

建設局の工区、工事事務所、事業センターは、震災時には工事現場等の異常箇所の情報収集・点検等を行う部署であるにもかかわらず、工区等の庁舎には食糧、飲料等の備蓄がなされていない。

(5) 業務に必要な情報の確保

ア 応急対策業務にも使用するシステムの電源を確保すべきもの

○震災時にも使用するシステムについて、非常用発電機が設置されていない。

(指摘事項 1 1 道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの)

(建設局：P 1 9)

建設局は、平常時及び震災時において、道路施設の異常箇所の有無を監視するために道路施設警報監視システムを構築しているが、4つの建設事務所において、当該システム用の非常用発電機が設置されていない。

(6) 庁舎における帰宅困難者対策（都民用の備蓄物資の管理を含む）

ア 一時滞在施設に係る運営計画をあらかじめ定めておくべきもの

○帰宅困難者の受入に係る運営計画を定めることになっているが作成していない。

（指摘事項 1 3 帰宅困難者の受入に係る運営計画を作成すべきもの）

（港湾局：P 2 1）

東京港建設事務所は、一時滞在施設に指定されているため、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、帰宅困難者の受入に係る運営計画（管理責任者の選任、施設運営のための班編成及び活動内容、食糧等備蓄品の管理、訓練等による受入手順の確認等）を定めることになっているが、これを作成していない。

イ 都民用の備蓄物資の管理を適切に行うべきもの

○備蓄倉庫に保管しているカーペット、毛布等について、「指定可燃物貯蔵取扱所」の届出及び標識の掲示を行っていない。

（指摘事項 1 5 備蓄物資の貯蔵管理を適正に行うべきもの）

（福祉保健局：P 2 3）

福祉保健局は、震災時における区市町村の備蓄物資を補完するため、局が直営する倉庫に 1 万 k g 以上のカーペット、毛布及び木炭をそれぞれ備蓄しているが、東京都火災予防条例で定める管轄消防署への「指定可燃物貯蔵取扱所」の届出及び標識の掲示を行っていない。

3 指摘事項

(1) 職員の確保

ア 震災時を想定した参集訓練を行うべきもの

(指摘事項1)

- 震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの

(福祉保健局)

福祉保健局が所管する保健所(西多摩保健所外5所)は、震災時には地域防災計画に基づき、被災市町村に情報・連絡調整役の保健師を派遣するなど、市町村を支援するほか感染症対策等の保健所活動を行うとされている。

そこで、各保健所は、特別非常配備態勢時(夜間休日等に震度6弱以上の地震発生時)には、所の全職員が所属の保健所へ参集することとしている。

ところで、多摩小平保健所及び南多摩保健所における参集訓練について見たところ、監査日(多摩小平保健所:平成25.10.17、南多摩保健所:平成25.10.18)現在、過去に参集訓練を実施していないことが認められた。

局は、両保健所において、定期的に震災発生を想定した参集訓練を行われたい。

(指摘事項2)

- 震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの

(港湾局)

港湾局は、地域防災計画の定めにより、震災発生時に港湾施設、海岸保全施設等の保全及び復旧、輸送経路を確保するため、航路や臨港道路等の障害物除去などの応急対策業務を行うこととなっている。

局では、応急対策業務を行うに当たり、非常時の局職員の参集や活動内容等を記載した「震災対策の手引き」(平成9年3月局長決定、平成25年4月最終改訂)(以下「手引き」という。)を作成している。震災発生時には、この手引きに従った参集、応急対策業務を行わなければならないことから、普段から訓練を実施していくことが必要であると手引きの中にも定められている。

局は、表4のとおり、東京港管理事務所、東京港建設事務所(以下「両事務所」という。)及び高潮対策センター(東京港建設事務所の水防担当組織、以下「センター」という。)を所管しており、手引きによれば、震災発生時には、両事務所がある港南庁舎内に局現地対策本部(本部長:東京港建設事務所長)が設置されることとなっている。また、両事務所及びセンターに職員が参集して、応急対策業務を行うこととしている。

ところで、参集訓練の実施状況を見たところ、センターにおいては、毎年、参集訓練を実施しているが、両事務所においては、平成21年10月28日に合同で実施してからは、監査日(平成25.10.3)現在まで、約4年間実施していないことが認められた。

また、平成21年10月28日に実施した参集訓練の内容を確認したところ、第一配備職員(居住地から参集場所まで10km圏内)が港南庁舎に徒歩で参集し、到着時間の記入、庁舎通用口の鍵の開錠方法の確認などを行うことに止まっており、参集後、手引きに定められた応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げ(①指揮者の決定や各班の編成、②被災状況を想定した情報連絡など)については行っておらず、訓練内容として十分とは言えない状況も認められた。

局は、両事務所において、震災発生を想定した応急対策業務に必要な初動態勢の立ち上げなどを含めた参集訓練を定期的の実施されたい。

(表4) 各事務所の所在地、主な業務内容

事務所名	所在地	主な業務内容
東京港管理事務所	港区港南三丁目(港南庁舎)	港湾施設や臨港道路の管理等
東京港建設事務所		港湾施設等の整備や港内の堆積汚泥対策等
高潮対策センター	江東区辰巳一丁目	港内水門や防潮堤等の管理等

イ 震災時に適切な応急対策業務を行うために必要な職員を確保すべきもの

(指摘事項3)

- 東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員を適切に指定すべきもの

(福祉保健局)

福祉保健局では、「災害時における東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員の指定に関する要綱」(平成18年6月局長決定)において、震災等が発生し特別非常配備態勢が取られた場合に災害備蓄倉庫近隣に居住する職員を「東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員」(以下「確認要員」という。)として事前に指定し、毎年度、倉庫被害状況確認訓練等を実施している。

ところで、確認要員の決定原議を確認したところ、確認要員については、毎年度6月初旬に決定し、期間は当該の年度末までとしていることが認められた。

このため、毎年度、年度当初から確認要員決定までの約2か月間は、確認要員が指定されておらず、空白期間が生じており適切でない。

局は、毎年度、約2か月間の空白期間が存在しないよう、確認要員を適切に指定されたい。

(2) 電力・燃料等の確保

ア 非常用発電機の燃料の確保等を行うべきもの

(指摘事項4)

- 震災時における優先的な燃料確保に向けた取組を早急に行うべきもの

(建設局)

建設局では、東日本大震災において燃料の確保が困難となった教訓を踏まえ、総務部が各建設事務所に対し、「震災発生時における燃料の優先確保について(23建総用第538号、平成23年9月8日付)」を通知している。

本通知では、震災時における優先的な燃料供給を確保するため、

- ① 給油業者と個別に協定を締結すること
 - ② 庁有車等に係る燃料購入契約の仕様書に優先供給を行う旨を記載すること
- のいずれかの方法により体制を整備するよう指導している。

ところで、第一建設事務所に係る燃料の確保に向けた取組について見たところ、監査日(平成25.10.18)現在、いずれの方策もとられていないことが認められた。通知後、既に2年以上経過していることから、優先供給の手続を行っていないのは適切でない。

局は、震災時における優先的な燃料確保に向けた取組を早急に行われたい。

(指摘事項5)

- 非常用発電機の作動訓練等を定期的に行うべきもの

(建設局)

建設局では、東日本大震災を踏まえ、震災等の緊急時に照明、パソコン機器等が最低限必要とする電源の一時的確保を目的として、平成24年3月に可搬式の小型発電機(2.8kVA)を購入し、各事務所に配備している。

ところで、配備するに当り、総務部が定めた発電機の取扱いについての通知(平成24年2月部長決定)を見たところ、各事務所は、発電機を災害対策訓練や操作習熟訓練を通じて定期的(最低年2回から4回程度)に作動させ、保守点検を兼ねて機器の状況確認をすることとしている。

しかしながら、実査を行った9事務所における発電機を用いた作動訓練等の状況を見たところ、以下のとおり、適切でない状況が認められた。

- ① 第四建設事務所、南多摩東部建設事務所、北多摩南部建設事務所の3事務所では、配備時から1回も作動訓練を行っていない。
- ② 江東治水事務所では、庁舎を同じくする第五建設事務所と合同訓練を行っているものの、当該事務所に配備された発電機は1回も作動させていない。
- ③ 第六建設事務所では、平成24年度は月1回作動訓練を行っていたが、平成25年度は、特段の理由なく、監査日(平成25.10.17)現在まで作動訓練を行っていない。

局は、非常用発電機の作動訓練等を定期的に行われたい。

(指摘事項6)

- 非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保すべきもの

(港湾局)

地域防災計画では、発災直後から72時間以内における特に重要な活動(救出救助、消火、医療救護、ライフラインの確保、物流・備蓄・帰宅困難者対策等)を応急対策業務と定めており、応急対策業務のための非常用電源等によるライフラインの確保やそのための燃料の安定供給も重要な取組であるとしている。

東京港管理事務所及び東京港建設事務所(以下「両事務所」という。)は、震災発生時に局現地対策本部が設置され、港湾施設等の保全及び復旧、臨港道路等の障害物除去などの応急対策業務を行うこととなっている。

ところで、両事務所(港南庁舎)に設置されている非常用発電機(出力:375kVA)の燃料(灯油)備蓄量を確認したところ、監査日(平成25.10.22)現在、2,500ℓとなっており、稼働時間は最大でも31時間程度であることが認められた。この稼働時間では、震災時に商用電源が寸断された場合に、両事務所で行うべき72時間の応急対策業務に支障をきたす可能性がある。

局は、近隣のガソリンスタンド等と燃料の優先供給契約を締結するなどして、庁舎の非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保されたい。

(3) 通信の確保

ア 震災時における有効な通信手段を確保すべきもの

(指摘事項7)

- 衛星携帯電話を適切に管理すべきもの

(下水道局)

下水道局では、震災時の応急対策業務における通信手段として93台の衛星携帯電話を配備している。

ところで、流域下水道本部及び中部下水道事務所において、これらの管理状況、充電状態、起動操作を確認したところ、表5のとおり、管理が適切でない事例が認められた。

局は、衛星携帯電話を適切に管理されたい。

(表5) 衛星携帯電話の管理が適切でない事例

事業所名	台数	適切を欠く状況	監査日
流域下水道本部	設置3台中 1台	職員への設置場所の周知が十分でなく、実査時に所在が確認できなかった。	平成25.10.4
中部下水道事務所	設置3台中 1台	平成24年12月に起動しないことを認識していたが、交換や修理をしないまま事務所に配備していた。	平成25.10.8

(4) 業務環境の確保

ア 都庁舎の非常用発電機に係る運用方針の変更を適時に周知すべきもの

(指摘事項8)

- 非常用発電機稼働時の一般執務室コンセントの使用可否について各局に周知すべきもの
(財務局)

都庁舎には、停電に備えて非常用発電機(出力:12,000kVA)が整備されており、停電の発生時には非常用発電機が稼働し、応急対策を実施するために必要な電力が確保されることとなっている。

ところで、都庁舎の防災機能について、応急対策を行う各局向けには「災害時都庁舎利用業務マニュアル(地震編)第1版」(平成23年1月、総務局・財務局、以下「各局向けマニュアル」という。)が作成され、都庁舎の防災設備の維持管理を所掌する財務局の職員向けには「都庁舎防災マニュアル」(平成25年4月、財務局、以下「財務局職員向けマニュアル」という。)が作成されている。

これらのマニュアルを見たところ、非常用発電機稼働時の一般執務室コンセントの使用可否について、以下のとおり記載内容に相違が認められた。

- ① 各局向けマニュアルでは、非常用発電機稼働時は「一般執務室全体のコンセントの2分の1程度が使用可能となる」と記載されている。
- ② 財務局職員向けマニュアルでは、非常用発電機が稼働したとしても「一般執務室のコンセントは使用不可能である」と記載されている。

この相違について財務局に確認したところ、監査日(平成25.11.6)現在では、非常用発電機稼働時は「一般執務室全体のコンセントが使用可能となる」ように運用するとしており、各局向けマニュアル及び財務局職員向けマニュアルのいずれの記載内容とも異なる内容となっている。

コンセントの使用可否は、応急対策を行う関係各局が業務を進める上で必要な情報であることから、運用内容の変更を行うに当たっては関係各局に周知すべきであり、各局向けマニュアル、財務局職員向けマニュアル及び監査日現在の運用のそれぞれが異なっていることは適切でない。

局は、監査日現在の運用実態に即した内容にマニュアルを改訂する等、非常用発電機稼働時の一般執務室コンセントの使用可否について関係各局に周知されたい。

イ 震災時に応急対策業務を行う職員の食糧等の備蓄等を行うべきもの

(指摘事項9)

- 工区等における食糧等の備蓄品の配備を平時から行うべきもの

(建設局)

地域防災計画では、震災直後から72時間以内において、救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策等を講じるとともに、こうした活動を円滑に実施するためには、備蓄物資等の供給も重要な取組であると定めている。

ところで、建設局の建設事務所が所管する工区等(注)は、建設事務所とは別の場所に位置し、職員が常駐し勤務しているが、51か所中45か所の工区等については、食糧及び飲料の備蓄がなされていない状況が認められた。これに対して、局では、工区等職員分の備蓄品については、当該工区等を所管している建設事務所に一括して備蓄し、震災時には、建設事務所勤務の職員が工区等へ持参し届けることとしている。

しかしながら、震災により道路が途絶し工区等が孤立することなどを想定すると、工区等全職員の食糧及び飲料を持参し送り届けることが難しくなる可能性があることから、事前に工区等へ配備しておく必要がある。

局は、工区等における食糧等の備蓄品の配備を平時から行われたい。

(注) 工区等とは、工区、工事事務所及び事業センターを指し、平時は、工事の施行、監督及び調査等の業務を行い、震災時は、工事現場等の異常箇所の情報収集・点検を主な業務としている。

(指摘事項10)

○ 緊急通行車両の事前届出を速やかに行うべきもの

(下水道局)

震災が発生した直後から人命救助や消火活動を優先するために、都内の主要道路では一般車両の通行が禁止される等の交通規制が行われる。この場合、災害応急対策に従事する車両は、緊急通行車両としての確認と標章等の交付を受けることにより交通規制区間を通行することが可能となる。

下水道局では、災害応急対策に使用する車両を、「下水道局緊急通行車両等の確認事務処理要領」(以下、「要領」という。)に基づいて緊急通行車両として確認することとしている。要領では、局が所有している車両のうち、災害応急対策等に使用することが決定しているものについて、あらかじめ緊急通行車両等に該当するか審査(以下「事前届出」という。)を行い、認められた車両については震災発生時に確認のための必要な審査を省略することができるとしている。事前届出を行うことで、災害応急対策等を実施する場合において標章等の交付時間が短縮されることとなる。

従って、局の所有する車両のうち災害応急対策等に使用する可能性があると認められるものについては、事前届出制度を活用する必要がある。

しかしながら、流域下水道本部において保有する車両42台について、緊急通行車両事前届出の状況を見たところ、平成24年度に購入した車両のうち6台が、監査日(平成25.10.4)現在、事前届出による届出済証の交付を行っていないことが認められた。

局は、予期できない震災発生に対して迅速に対応できるよう、緊急通行車両の事前届出を速やかに行われたい。

(5) 業務に必要な情報の確保

ア 応急対策業務にも使用するシステムの電源を確保すべきもの

(指摘事項11)

- 道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの

(建設局)

建設局は、都内の道路施設（トンネル、アンダーパスの排水設備、共同溝等）の異常の有無を常時監視し、適切な維持管理をするために「道路施設警報監視システム」を整備している。これは、道路施設に設置されたテレビカメラによる視覚情報やセンサーによる検知情報を、NTT専用線や無線、光ファイバーで建設事務所や本庁に伝達することで、被害情報を迅速に収集し、効果的な対策をとるために整備されたものである。

ところで、建設事務所（11か所）における道路施設警報監視システムの設置状況を見たところ、監査日（平成25.10.8）現在、第三建設事務所、南多摩東部建設事務所、南多摩西部建設事務所、北多摩南部建設事務所の4事務所については、システム用の非常用発電機が設置されていないことが認められた。

震災等による長時間の停電状態にあってもシステムを正常に稼働させるため、非常用電源の設置が必要である。

局は、4事務所に道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置されたい。

(指摘事項 1 2)

- 東京港港湾情報システム等の非常用電源を確保すべきもの

(港湾局)

港湾局所管の東京港管理事務所では、船舶の入出港や公共港湾施設などの効率的な管理運営等のために、「東京港港湾情報システム」を運用している。

また、臨海トンネルなど4トンネル及びレインボーブリッジなど2橋梁における事故や災害、施設トラブルに対応するため、臨海トンネル監視センター（東京港管理事務所とは別の場所に設置）では「道路監視システム」を運用しているが、当該システムのモニターは、東京港管理事務所にも設置されており、事務所においてもトンネル及び橋梁の状況を確認することが可能となっている。

ところで、上記の2システムは、震災発生時にも、情報収集や状況確認の面などで活用されることが想定される。

しかしながら、港南庁舎に設置している非常用発電機（出力：375kVA）からは、東京港港湾情報システム及び道路監視システムのモニターへ電力が供給されないことが認められた。

このような状況では、震災時に商用電源が寸断された場合、電源の確保が困難となり結果として、応急対策業務に支障をきたす可能性がある。

局は、東京港港湾情報システム等の非常用電源を確保されたい。

(6) 庁舎における帰宅困難者対策（都民用の備蓄物資の管理を含む）

ア 一時滞在施設に係る運営計画をあらかじめ定めておくべきもの

(指摘事項13)

- 帰宅困難者の受入に係る運営計画を作成すべきもの

(港湾局)

港湾局が所管している東京港建設事務所は、「東京都帰宅困難者対策条例」（平成24年東京都条例第17号）に基づき、一時滞在施設（注）として指定されている。

ところで、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」（平成25年4月総務局作成）によれば、一時滞在施設は、震災時に円滑に機能するよう、あらかじめ、帰宅困難者の受入に係る運営計画（管理責任者の選任、施設運営のための班編成及び活動内容、食糧等備蓄品の管理、訓練等による受入手順の確認など）を作成することとされている。

しかしながら、監査日（平成25.10.3）現在、東京港建設事務所は、運営計画を作成していないことが認められた。

局は、一時滞在施設が発災時に円滑に機能するよう、早急に帰宅困難者の受入に係る運営計画を作成されたい。

(注) 一時滞在施設とは、東京都帰宅困難者対策条例第12条に基づき、都立施設等200施設を指定し、大規模災害時に帰宅困難者を受け入れる施設である。

イ 都民用の備蓄物資の管理を適切に行うべきもの

(指摘事項 1 4)

- 備蓄医薬品の管理を適正に行うべきもの

(福祉保健局)

福祉保健局は、地域防災計画に基づき、震災時において、都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を、立川地域防災センター内集中備蓄倉庫（以下「立川防災倉庫」という。）外7倉庫に保管している。

ところで、これらの倉庫のうち、立川防災倉庫に保管されている備蓄医薬品の管理状況を現場確認したところ、監査日（平成25. 10. 2）現在、使用期限（平成25. 6）の切れている医薬品が表6のとおり見受けられた。局によると、これは、平成25年度第1四半期に買替えする予定であったものを失念したものである。

局は、災害時において、期限切れ医薬品が使用されることのないよう、備蓄医薬品の管理を適正に行われたい。

(表6) 使用期限切れの医薬品

医薬品	使用期限	本数	備考
立川地域防災センター倉庫 ソル・コーテフ（注）	平成25年6月	2,300	監査日（平成25.10.2）現在 3か月経過

(注) ステロイド注射用剤（1本100mg）

(指摘事項 15)

○ 備蓄物資の貯蔵管理を適正に行うべきもの

(福祉保健局)

福祉保健局は、地域防災計画に基づき、広域的な見地から区市町村に係る備蓄物資の補完を行うため、局が直営する備蓄倉庫に食糧及び生活必需品の備蓄を行っている。

備蓄されている生活必需品のうち、カーペット・毛布については「布類」、木炭については「石炭・木炭類」として、それぞれ1万 kg 以上を貯蔵する場合には管轄の消防署に「指定可燃物（注）貯蔵取扱所」の届出を行い、標識を掲示しなければならないと東京都火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）で定められている。

ところで、備蓄倉庫の備蓄状況及び指定可燃物貯蔵取扱所の手続状況を確認したところ、以下のとおり、適正でない状況が認められた。

- ① 南千住倉庫には、監査日（平成25.10.21）現在、カーペット9万2,889枚（1枚当たり約1.2kg）、毛布1万9,860枚（1枚当たり約1.35kg）と、約13万8,280kgの布類が備蓄されており、管轄消防署に指定可燃物貯蔵取扱所の届出を行っているが、標識を掲示していない。
- ② 白鬚東倉庫には、監査日（平成25.10.21）現在、木炭6,150箱（1箱当たり約15kg）、約9万2,250kgが備蓄されているが、届出及び標識掲示を行っていない。

局は、届出及び標識掲示を早急に行い、備蓄物資の貯蔵管理を適正に行われたい。

(注) 指定可燃物とは、消防法（昭和23年法律第186号）第9条の4で「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」と定義されている。

指摘事項一覧

(1) 職員の確保		
ア 震災時を想定した参集訓練を行うべきもの		
指摘事項 1	震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 2	震災発生を想定した参集訓練を行うべきもの	港湾局
イ 震災時に適切な応急対策業務を行うために必要な職員を確保すべきもの		
指摘事項 3	東京都災害備蓄倉庫被害状況確認要員を適切に指定すべきもの	福祉保健局
(2) 電力・燃料等の確保		
ア 非常用発電機の燃料の確保等を行うべきもの		
指摘事項 4	震災時における優先的な燃料確保に向けた取組を早急に行うべきもの	建設局
指摘事項 5	非常用発電機の作動訓練等を定期的に行うべきもの	建設局
指摘事項 6	非常用発電機について、72時間の稼働に対応する燃料を確保すべきもの	港湾局
(3) 通信の確保		
ア 震災時における有効な通信手段を確保すべきもの		
指摘事項 7	衛星携帯電話を適切に管理すべきもの	下水道局
(4) 業務環境の確保		
ア 都庁舎の非常用発電機に係る運用方針の変更を適時に周知すべきもの		
指摘事項 8	非常用発電機稼働時の一般執務室コンセントの使用可否について各局に周知すべきもの	財務局
イ 震災時に応急対策業務を行う職員の食糧等の備蓄等を行うべきもの		
指摘事項 9	工区等における食糧等の備蓄品の配備を平時から行うべきもの	建設局
指摘事項 10	緊急通行車両の事前届出を速やかに行うべきもの	下水道局
(5) 業務に必要な情報の確保		
ア 応急対策業務にも使用するシステムの電源を確保すべきもの		
指摘事項 11	道路施設警報監視システム用の非常用発電機を設置すべきもの	建設局
指摘事項 12	東京港港湾情報システム等の非常用電源を確保すべきもの	港湾局
(6) 庁舎における帰宅困難者対策（都民用の備蓄物資の管理を含む）		
ア 一時滞在施設に係る運営計画をあらかじめ定めておくべきもの		
指摘事項 13	帰宅困難者の受入に係る運営計画を作成すべきもの	港湾局
イ 都民用の備蓄物資の管理を適切に行うべきもの		
指摘事項 14	備蓄医薬品の管理を適正に行うべきもの	福祉保健局
指摘事項 15	備蓄物資の貯蔵管理を適正に行うべきもの	福祉保健局